

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 9 月 13 日

金 曜 日

第 3668 号

目 次

規 則

- 富山県建設業法施行規則の一部を改正する規則 1
- 富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則 2

告 示

- 道路の位置の指定 3
- 土地区画整理事業の事業計画の変更

公 告

- 二級建築士又は木造建築士の免許の取消し 5
- 県営土地改良事業の工事の完了
- 土地改良事業の工事の完了
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 7

規 則

富山県建設業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 9 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第37号

富山県建設業法施行規則の一部を改正する規則

富山県建設業法施行規則（昭和40年富山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第11条」及び「第12条」の次に「（法第17条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 3 条中「に規定する建設業者提出書類閲覧所」を「（法第17条において準用する場合を含む。第 5 条において同じ。）に規定する閲覧所」に改める。

第7条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「建設業者許可申請書、許可申請書の添付書類及び変更等の届出書類並びにこれらの写し」を「法第13条に規定する書類又は処分簿」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(建設業者監督処分簿)

第4条 法第29条の5第2項に規定する建設業者監督処分簿（次条において「処分簿」という。）は、閲覧所において公衆の閲覧に供する。

附 則

この規則は、平成25年9月14日から施行する。

(建設技術企画課)

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年9月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第38号

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成17年富山県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (3) 改修又は移転を行う公の施設であつて、その安定的な管理を特に確保する必要があると認められるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第387号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成25年 9 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	4.00	8.42	小矢部市浅地 1601番	小矢部市浅地 1601番	平成25年 6月26日
2	6.00	45.76	下新川郡入善町 入膳37番 1	下新川郡入善町 入膳37番 1	平成25年 7月 4日
3	6.00	40.90	下新川郡入善町 入膳37番 1	下新川郡入善町 入膳37番 1	平成25年 7月 4日
4	6.00	61.02	小矢部市埴生字 北反畝1793番 1	小矢部市埴生字 北反畝1793番 1	平成25年 7月12日
5	6.00	32.60	氷見市柳田1052 番 1	氷見市柳田1052 番 1	平成25年 7月26日
6	6.50	46.48	氷見市朝日丘 4235番 1	氷見市朝日丘 4227番 1	平成25年 8月13日
7	6.00	64.39	魚津市経田西町 字坂ノ下 981番 1	魚津市経田西町 字坂ノ下 955番 1	平成25年 8月27日
8	6.00	52.79	黒部市田家新894 番 1	黒部市田家新894 番 1	平成25年 8月28日
9	6.00	33.83	黒部市田家新894 番 1	黒部市田家新893 番	平成25年 8月28日
10	6.00	23.90	黒部市田家新894 番 1	黒部市田家新893 番	平成25年 8月28日

富山県告示第388号

土地区画整理事業の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第10条第 1 項の規定により射水市放生津中町西部土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成25年 9 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 土地区画整理事業の名称

射水市放生津中町西部土地区画整理事業

2 施行者の氏名又は名称及び住所

新湊都市開発株式会社 射水市足洗新町一丁目 101番地

鍛冶 哲次 射水市放生津町 9 番21号

縄井 峰勝 射水市庄川本町 7 番12号

村田 敦士 射水市放生津町 8 番16号

村田 美智子 射水市放生津町 8 番16号

村田 正 射水市放生津町 8 番15号

鷲山 亜輝子 射水市放生津町11番16号

放生津中町自治会 射水市放生津町 8 番11号

3 事業施行期間

平成24年 4 月27日から平成26年 3 月31日まで

4 施行地区

射水市放生津町の一部

5 事務所の所在地

射水市足洗新町一丁目 101番地

6 施行認可の年月日

平成24年 4 月27日

7 変更認可の年月日

平成25年 9 月13日

公 告

二級建築士又は木造建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第 202号）第 9 条第 1 項の規定により次のとおり二級建築士又は木造建築士の免許を取り消したので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成25年 9 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成25年 8 月 19 日	國澤 進	二級建築士	5107	死亡

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成25年 9 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
赤丸地区	経営体育成基盤整備事業	平成25年 3 月 26 日
沢川地区	ため池等整備事業	平成25年 3 月 25 日
一歩二歩地区	農業用河川工作物応急対策事業	平成25年 3 月 25 日
高岡地区	県営農道保全対策事業	平成24年 9 月 26 日

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第

195号) 第 113条の 2 第 2 項の規定により公告する。

平成25年 9 月 13日

富山県知事 石 井 隆 一

届 出 者	事業主体	地 区	事 業 名	工事完了年月日
黒河 土地改良区	同左	黒河東地区	基盤整備促進事業	平成25年 3 月 19日
小矢部市 土地改良区	同左	蟹谷地区	基盤整備促進事業	平成25年 2 月 28日
福岡町 土地改良区	同左	亀川地区	新農業水利システム保全事業	平成24年12月26日

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成25年 9 月 13日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成25年 9 月 6 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人月と太陽
- 3 代表者の氏名
矢野 英和
- 4 主たる事務所の所在地
富山県射水市三日曾根13番13号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者（児）、高齢者及びその家族に対して、居住介護に関する事業や通所介護に関する生活援助事業を行うほか、要介護者及び地域住民に対

して、各種の教室の開催事業を行い、地域福祉の増進と住民の交流促進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年9月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）クスリのアオキ氷見柳田店 氷見市柳田字水替田1950番 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ

4 新設の日 平成26年3月28日

5 店舗面積の合計 1,584㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地西側 65台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 15台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 28.8㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南側ほか 21.68㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 敷地東側ほか
- (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後10時

8 届出の日 平成25年8月30日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成25年9月13日から平成26年1月14日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由